



(2)里親の状況

- 年齢
- 健康状況
- 家族状況
- 希望の性別や年齢
- 養育に対する考え方
- 養育経験やそれに類する経験の有無
- 受託経験の有無
- 実子・受託児童の性別や年齢



### ②打診


- 児童相談所から里親に、委託の打診をおこなう
- 面接時にケース説明  
(写真を見ることもある)
- 里親の意向の確認



→これらを踏まえて、児童相談所で決定し、交流へ

### ③面会交流

1. 顔合わせ(児童相談所、施設などにて)
2. 施設での面会(集団から個別の活動へ)
3. 施設からの外出(施設周辺から里親宅へ)
4. 里親宅への外泊(1泊から長期外泊へ)




- 子どもと里親の関係を深める
- 子どもとの関わり方や遊び方、世話のしかたを学ぶ

### ④委託

児童相談所が

- 実親の同意
- 里親の意向
- 子どもの意向や行動
- 子どもと里親の関係性
- 施設入所中であれば施設職員の報告



これらを踏まえ、  
所内会議で里親委託が適当であると判断

↓

正式な委託(措置開始)

### ⑤委託解除

- 養子縁組の成立、家庭復帰、子どもの自立、不調など
- 様々な理由により里親家庭での養育が出来なくなった場合にも一時保護、委託解除(措置解除)をする
- その際に子どもが社会的養護を必要としている場合、施設や他の里親に委託される(措置変更)
- 子どもの自立のために継続的な支援が必要と児童相談所が判断する場合は、20歳に達するまで措置を

### 備考①: 里親委託時に受け取るもの

- 措置決定通知書
- 母子健康手帳・保険証(ない場合もある)
- 受診券・・・自己負担分が公費負担
- 自立支援計画(名古屋市は里親委託支援計画書)  
子どもについての文書は、個人情報のため、扱いには十分注意をし、他人の目に触れないように

他に 教科書給与証明書・在学証明書  
外国人登録証明書、療育手帳(愛護手帳)  
衣類、おもちゃ、アルバム など

## 備考②: 委託後に必要となる手続き

- ・ 住民票の転入(児童手当の申請)
- ・ 学校などの転入
- ・ 銀行口座の登録(一般生活費・里親手当の振込先)
- ・ 措置委託費の請求
- ・ 扶養控除申請(16歳以上のみ対象) など

その他、委託にともなう手続き

- ・ 里親賠償責任保険への加入(里親の負担なし)

## 里親委託の実際

- ・ 里親制度とは「子どものための制度」である  
⇒基本的には「里親養育は大変」  
⇒里親にとってもメリットがある、満たされる理由がなければ乗り越えることは難しい  
⇒なぜ里親になりたいか？子育てがしたいのか？
- ・ 子どもを選ぶことはできないが、その子どもを迎えるかどうかは、里親自身が決める

### 養子縁組里親の役割とは・・・

子どもと一生、親子でいるということ  
何があっても、すべて受入れ、自分たちの子として責任を持つということ

子どもたちの事情:

- ・ 近親姦・性被害の出産、未成年・障害者の出産、刑務所の中での出産、外国籍・・・
- ・ 新生児委託の場合、妊娠に気が付かなかったことによる妊娠中の喫煙、飲酒、服薬、薬物使用  
→発達への影響

### 新生児委託 及び 乳児の委託

- ・ 発達はまだだが、信頼関係は作りやすい
- ・ 障害や病気に対しての覚悟が必要
- ・ 真実告知しそびれてしまわないような、里親仲間とのつながりが必要

### 幼児期からの委託

- ・ 委託初期の信頼関係を作るのが大変
- ・ 「試し行動」「赤ちゃん返り」を受け止める覚悟
- ・ 発達状況については、年齢が高い方がわかりやすいが障害や病気を抱えている子もいる。すべての子どもたちに「親」が必要
- ・ 同じような経験をした里親仲間の存在が心強い

### 養子縁組希望者に知っておいてほしいこと

- ・ 養子縁組成立前に実父母の同意が翻る場合もある
- ・ 養子縁組成立時には、実親及び養親の住所、氏名、家族構成等、審判書という形で家庭裁判所より双方に送付される
- ・ 打診・委託は、登録順でも年齢順でもない。実親家庭と里親家庭の距離、子どもの特徴、実親の事情等、様々な状況を検討し、打診する里親を児童相談所が選択する
- ・ 子ども自身が将来、ルーツを知りたいときのために、戸籍に従前戸籍地と「民法による裁判確定」の一文が記載されており、告知が必要(隠し通すことはできない)
- ・ 特別養子縁組は、養父母側からの離縁は原則認められない
- ・ 養子縁組の必要な子どもには、普通養子縁組よりも法的にも安定した立場を与えることのできる特別養子縁組を優先

### 養育里親の役割とは・・・

保護者との交流の有無に関わらず、子どもにとって必要な期間、「家庭に迎え入れる」こと(実親が存在する児童である)  
里親が求められている「役割」を見失わないことが必要

#### ①長期養育

18歳(場合によっては20歳)での自立や、家庭復帰を念頭に置く  
病気や障害等が理由で養子縁組里親が見つからない、あるいは保護者の同意がないなどの理由で委託されることも多い

#### ②短期養育

保護者入院による委託、乳児院が空くまでの委託や、中高生を自立までという委託もある  
児童相談所とともに、保護者と子どもを交流させながら家庭復帰していくこともある

### 子どもの委託がないとき、どう考えるか

・養子縁組里親希望者の方が、養育里親希望者より圧倒的に多いが、養育里親を必要としている子どもの方が圧倒的に多い

・夫婦として、家族として、「条件に合う子がいれば迎えたい」のか、「どんな出会いであったとしても、子育てがしたい」のか、「夫婦2人で生きていくことを考える」のか

・「なぜ里親になりたいのか」をご夫婦できちんと話し合っておいてください

## 里親養育上のさまざまな課題 (里親養育援助技術③)

認定前研修

- ① 試し行動と赤ちゃん返り
- ② 真実告知
- ③ ルーツ探し
- ④ ライフストーリーワーク
- ⑤ 性の問題
- ⑥ 障害など
- ⑦ 名前について～通称・改名～

### ① 試し行動と赤ちゃん返り

子どもが委託されると・・・

- ・ 子育てがはじまってしばらくはおとなしく聞き分けよく、とてもおりこうさんに振舞う場合が多い
- ・ 「見せかけの時期」は、どんなに小さくとも、子どもなりに様子を伺っている
- ・ 施設にいたとき同様に振る舞い、手がかからない(数日～数週間程度)
- ・ その後、大丈夫そうだな、と感じると「試し行動」がはじまる
- ・ 「試し行動」の過程が進む中で「赤ちゃん返り」も並行して出てくることが多い

### 「試し行動」とは？

- ・ 本当にこの大人は信用してよいのか？「悪い子」であっても捨てられないか？親が嫌なことを見抜いて、本能的に繰り返しおこなう
- ・ 避けて通れない過程。里親は心身ともに疲れ果てる時期だが、子どもも混乱していて必死
- ・ 双方にとって試練の時期

⇒半年から1年の間は命に関わることを以外は叱らない。しつけは信頼関係が出来てから

### 例えばどんなこと？

- ・ 「電車等での大騒ぎ」「敢えて他の大人にベタベタ」「愛犬等、ペットへの攻撃」「夜中の散歩」「抱っこからおりない」「里母を叩く、かみつく」「激しく散らかす」 など・・・
- ・ 「食事がうまいかない」  
過食・・・1歳児でも大人3人前くらい食べてしまうことも  
偏食・・・ヨーグルトしか、味付け海苔しか食べないなど  
少食・・・主食を食べない、外食でしか食べない  
\* 親が愛情込めて作った料理を食べること  
= その大人を受け入れること  
⇒ 食事の用意は子どもの分もして、大人はおいしそうに食べる。が、無理に食べさせることは難しい

「赤ちゃん返り」とは？

- 「赤ちゃん言葉を使う」「ハイハイする」「おんぶ、抱っこから降りない」「哺乳瓶やマグマグを使いたがる」「オムツをしたがる」 など…
- 小学生の委託でも、オムツの要求まで赤ちゃん返りすることもある
- 小学校や幼稚園等、他者の目のあるところでは年齢相応にふるまうことができる。親子間の「秘密」の関わり

⇒驚いたり、バカにしたりせず、気持ちよく赤ちゃんにし、満足させることが必要

試練の時期を乗り越えるために

- しつこく親を困らせ、怒ったり暴力暴言を振るわないかを、時間をかけて納得いくまで確かめる。しかし終わりは来る(半年～1年)
- 大人の思うとおりににはならない。かわいくないと思うこともある
- 実子の子育てのようにはいかないこともある
- 試し行動は一般的に里母に強く出る
- 里父は里母と子を支える役割(家事・愚痴)

## ②真実告知

里親による真実告知とは

- 血のつながりがないこと
- 生みの親がいろいろな事情で育てることができなかったこと
- 里親が育てることを望んでいたこと
- (あなたは) 大事な存在であること

を子どもに伝えること

伝えなくてはいけない理由(1)子どもの心を守るため

一生、隠し続けることはできない。近隣等からの何気ない言葉、子ども自身の気づき、戸籍の記載、婚姻障害など

(2)親が伝えないことで、子ども一人に背負わせてしまわないため

「親の様子が変」、「聞かない方がいいのでは」と、子どもに気を遣わせる

告知することは、親子で一緒に乗り越えていこうね、というメッセージ。親子関係を深めることでもある

(3)養子本人には、出自を知る権利、親を知る権利がある

損ねることは子どもの怒りや悲しみを招き、時に双方深く傷つく

いつ・どのように告知するか

- 里親と子どもの関係が安定しており、子ども自身が安定した状態である時が望ましい
- 時期については色々な考え方があるが、小学校入学前後までに伝えることを推奨
- 伝えるにあたり「絵本を利用する」、「里親サロン、里親会等で同じ立場の子ども同士のつながりつくっておく」、「親子の間に嘘がなく、いつでも子どもが聞ける関係を目指す」
- 一度では終わらない
- 成人した元里子を対象とした調査で、全ての人が真実告知を受けてよかったと答えている

- 告知を受けると子どもはいろいろな反応をする(泣き出したり、否定したり、何度も繰り返し聞いたり…)
- 10歳前では反応はそれほど強くないが、10歳以降だと部屋に閉じこもって出てこないなど、激しい反応をあらわすことも多いという調査結果もある
- 思春期に「ばれて」しまうと「裏切られた」「信用できない」が親子関係のすべてとなってしまうがち。隠れて実親探しをしたり、日常生活を共にすることもできなくなる場合も
- 真実告知のかたちは家庭により様々

真実告知は養子縁組里親だけの課題ではない

- ・乳幼児期からの長期養育、実親との交流がないケースの子どもたちへの告知も必要
- ・養育里親はいつまで「親」でいられるかわからない「期間限定の親」。その分、個々の状況に応じた真実告知に工夫が必要
- ・中高生からの委託の場合は、子どもたちが生活費等の面で気を遣いすぎなくてもいいよう、「委託費がでている」ことを伝えることも必要

**③ルーツ探し**

- ・子どもは自分の生い立ちや、実親や親族などがどんな人でどこにいるのか知りたいと思うもの
- ・その気持ちを受け止め、寄り添い、子どもの年齢や状況に応じて伝えていく
- ・「親のことを知りたい」と言い出す時期は子によって違う。「聞いてもいいのだろうか」と思う子もいる

- ・子どもが実親と会いたがったり、入所していた施設を訪ねようとすることがある
- ・ほとんどの子どもが「会ってみたい」と思うが、実際には会いに行かないことも多い
- ・「会いたい」と言っても、実際は「見てみたい」という程度で、里親さんが感じるほど深刻ではないことも多い
- ・親についての情報を、誰が・いつ・どのように伝えるかをよく考え、夫婦間で相談しておく

- ・思春期に知りたくなる場合が多いが、親が子を拒否したり、子が驚くような環境で暮らしていたりすることもあるので、どんな事実がでてきても自分をコントロールできる状態が必要  
⇒20歳以上が一つの目安
- ・ただし、養育里親の場合は自立にあたって実親の支援を求めることが必要な場合や、実親側が突然接触を求めてくることもあり、子どもの知りたい気持ちとタイミングが異なってしまうことがある

児童相談所ができること

- ・ルーツ探しの相談は「児相が実親を探しだし、会せてくれる」ということではない
- ・児童相談所ができることは、成長した養子本人と一緒に考え、自分で(今の家族とともに)、ルーツを探っていくための手伝いをする

**④ライフストーリーワーク**

- ・社会的養護のもとにいる子どもは、自分の過去を共有している人がいなかったり、思い出となるものが乏しかったりして、過去が失われていたり、断片的な記憶しかないことがある
- ・信頼できる人(里親・児相)との間で、アルバムや思い出のものを使いながら、自分史(ライフストーリー)を再構築する作業をライフストーリーワークという

### ⑤性の問題

- 男子では小学校高学年頃から、女子では小学校4年くらいから、第二次性徴が発現
- 学校でも性教育がおこなわれている
- 性情報が氾濫し、性体験も低年齢化
- 施設でも性的な問題は多発している
- 乳幼児期の大人との身体接触が不足している子や性的虐待を受けた子もいる
- 性的虐待を受けた子は、年齢にふさわしくない性的な言動や過度のマスターベーションをすることがあったり、異性との接触を過度に求めたり、極端に嫌がったりすることがある

### 里親家庭での対応

- 里親家庭では年齢や身体の変化に応じ、日常の中で同性の親から説明することが必要
- 第二次性徴が発現した子どもに対しては、寝室は別にする、身体的接触を避ける。特に里父は、性的虐待が疑われないよう十分過ぎるくらいの配慮をする
- 子どもに対し、里親家庭での嫌なことや困ること、やめて欲しいことなどがあつたら、児童相談所に話をするように伝えておき、オープンな養育を

### ⑥障害など

- 安心感などの情緒的なこころの土台がしっかりとしていないと、次の発達に繋がらない
- 「里子だから」「里親だから」ということにばかり注目しない方がいい時もある
- 育てにくさの背景に発達障害があることも
- 障害特性や発達段階に応じた対応で、落ち着いた生活を送ることが出来る  
⇒児童心理司、医師に相談を

### ⑦名前について～通称使用～

- 里親家庭で日常生活を行うにあたり、里親家庭の名字を「通称」として使用することがある
- 通称使用はメリットもあるが、養育里親の場合、措置解除・措置変更と同時に実姓に戻るため、デメリットも多い

どうしても通称使用を希望される場合は  
里親の判断のみで使用せず、児童相談所に  
相談を

### ⑦名前について～改名～

- 「名前」は実親が、子どものことを考え、想いを込めてつけたかけがえのないものである
- 新生児を養子縁組前提で委託する場合で実親の了解があつたときには里親が命名できる
- 命名と改名は別もの。すでに名前のついている子どもについては、名前も含めてその子のすべてを受け入れる覚悟が必要
- 改名しても戸籍には両方の名前が記載される
- ルーツ探しの際、子どもが実親を訪ねても、改名しているとわからない

里親サロンや里親会に積極的に参加し、  
必要なことはきちんと児童相談所に相談を！！

里親になったみなさんが悩むさまざまな  
課題は、その多くが先輩里親が悩んできた  
課題とほぼ共通

初心を忘れず、いろいろな里親の体験や  
工夫に耳を傾けながら、抱え込みすぎない  
子育てを！

## 養育技術 基礎演習

認定前研修演習

### はじめに

子育ての勉強って必要なの？

- 昔の親は、子育て方法なんて勉強していない。でも、自分はちゃんと育ってきた。そもそも、子育て方法を勉強する必要があるのだろうか。

### 子育ての勉強が必要な理由

- 今や子育てについての法律ができた。
- 暴力をしつけと主張しても法律違反になり、逮捕も。

法律に違反しない子育てが求められる時代に

### 児童虐待にならないために

- 手をばちん、おしりをぺん、頭をごつん、であっても、平成12年から「虐待」となりました。

平成12年11月 児童虐待の防止等に関する法律

### 児童虐待にならないために

- その子がどんな悪いことをしても、暴力は使用できなくなった、ということです。

残された方法は・・・

- 「叩かず、蹴らず、口で言う」
- 「怒鳴らず、わかるように伝える」

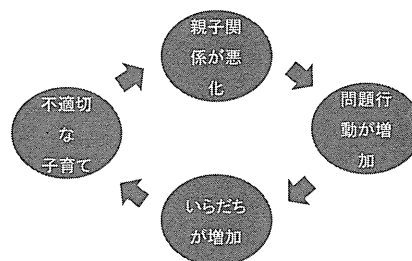
だからこそ・・・

どうコミュニケーションをとるか、が大切に。

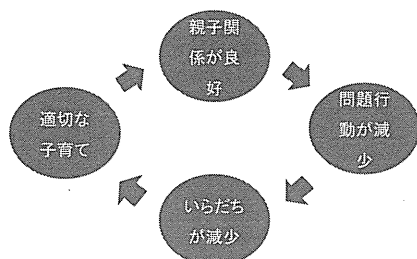
## コミュニケーションの循環

- コミュニケーションには悪循環と好循環があります。
- できれば、好循環の中で子育てがしたい。

## 悪循環



## 好循環



## 今回のテーマ

- 適切な期待値
- わかりやすいコミュニケーション
- 効果的なほめ方

## 適切な期待値

- 人は相手の理解を期待しやすい。
- 適切な期待値を身につけよう。

## 適切な期待値 例

- 1歳までに「善悪の判断」ができると思う保護者 80%



## グループワーク

1. 1人が説明者、残りの方が回答者になります。
2. 今から、前でキーワードをお見せし、説明者だけが見ます。
3. 説明者は、グループに戻り、1分間で、そのキーワードを説明してください。
4. 回答者は全員立ち、説明を聞いてキーワードがわかった人から黙って席に座ります。

何人座らすことができるか、試してみましょう！

## できない場合

- バッグの中身を出してしまう2歳児。
- 言葉の意味が理解できないことも多い。
- 怖い顔をしても、言うことを聞きません。

そんなときは、バッグを見えないところにしまします。

これを環境の調整と言います。

## 適切な期待値 まとめ

- 期待は、下げましょう。
- できないときは、親がやりましょう。
- 止めても、してしまうときは、できないようにしましょう。

## わかりやすいコミュニケーション

- コミュニケーションは、ずれやすい。
- わかりやすく話し、よく聞こう。

## わかりやすいコミュニケーション

話し手として…

- 「**具体的**」に話す

## わかりやすいコミュニケーション DVD1

- この場面では、どこがまずかったのでしょうか。
- グループで意見を話し合ってください(2分)
- この場面では、どこが良かったのでしょうか。
- グループで意見を話し合ってください(2分)

## わかりやすいコミュニケーション DVD2

- この場面では、どこがまずかったのでしょうか。
- グループで意見を話し合ってください(2分)
- この場面では、どこが良かったのでしょうか。
- グループで意見を話し合ってください(2分)

## わかりやすいコミュニケーション DVD3

- この場面では、どこがまずかったのでしょうか。
- グループで意見を話し合ってください(2分)
- この場面では、どこが良かったのでしょうか。
- グループで意見を話し合ってください(2分)

## わかりやすいコミュニケーション

聞き手として…

- 丁寧に「うなづいて」聞く

## 相づち グループワーク

- 相づち: ふんふん、へえ、ほう、なるほど、それで…
- 話し手: 「最近、がんばったこと」を話す(3分)
- 聞き手: いつもより丁寧に頷き、相づち(他の言葉が入ってもOK)
- 観察者: 聴き手の良いところを探して、後でコメント

## 子どもの場合

わかりにくい

- テレビがついている
- 別の部屋にいる
- 上からの視線で
- 早口で
- たくさんしゃべる

わかりやすい

- テレビを消す
- 同じ部屋にいる
- 同じ視線で
- 目の前で
- ゆっくり
- 短く

## わかりやすいコミュニケーション まとめ

- 具体的に、話そう。
- 丁寧にうなづいて、聞こう。
- 静かなところで、話をしよう。

## 効果的なほめ方

- 良い行動は見逃しやすい。
- 悪い行動は見つけやすい。

良い行動を見つけて、言葉にしよう。

## 効果的なほめ方 DVD1

- この場面では、どこがまずかったのでしょうか。
- グループで意見を話し合ってください(2分)
- この場面では、どこが良かったのでしょうか。
- グループで意見を話し合ってください(2分)

## 効果的なほめ方 DVD2

- この場面では、どこがまずかったのでしょうか。
- グループで意見を話し合ってください(2分)
- この場面では、どこが良かったのでしょうか。
- グループで意見を話し合ってください(2分)

## 効果的なほめ方

1. 良い部分を言葉にする(共感的な言葉)
2. どこがよかったかを「具体的に伝える」

## まず言葉にする

- 共感的な言葉(いいですね、すごい等)

「来週、夫と旅行なんです」<だんなさんと旅行。いいですね！>  
「でしょ！」

※共感、ずれることがある

「来週、夫と旅行なんですよ」<だんなさんと旅行。大変ですね～>  
「・・・」

## 共感的な言葉 グループワーク

- 話し手:「1年丸々休みがあったらやりたいこと」を話す  
(3分)
- 聞き手:共感的な言葉(いいですね、すごいですね..)を使う
- 観察者:聞き手のどこが良かったかを探して、後でコメント

## 効果的なほめ方 グループワーク

3人一組になります。

- 話し手: 今日の研修を通じて感じた「相手の良いところ」を具体的に伝えてください(3分)
- 聞き手: いつもより丁寧に相づちをうちながら、聞いてください。
- 観察者: それぞれの良かったところを観察して、後でコメントします。

## 効果的なほめ方 まとめ

- 良いところは探し出そう。
- 共感的な言葉で反応しよう。
- よかったところを具体的に伝えよう。

## 参考文献

むずかしい子を育てる コモンセンス・ペアレンティング・ワーク  
ブック(野口啓示著 明石書店)

### 第3研究

「特別養子縁組審判例における 特別養子縁組の養親となるものの適格性に関する研究」

特別養子縁組審判例における  
特別養子縁組の養親となる者の適格性に関する研究

赤木拓人 (公益財団法人鉄道弘済会)  
新保幸男 (神奈川県立保健福祉大学)

## 1. 背景

民法 817 条の 3 から同条の 7 までに定める要件があるときに、養親となる者の請求により、家庭裁判所は特別養子縁組を成立させることができる (民法 817 条の 2)。また、その成立には養親となる者が養子となる者を 6 ヶ月以上の期間監護した状況を考慮しなければならない (民法 817 条の 8) と規定されている。

817 条の 8 に定められている試験養育期間について、土屋 (1987) は、「特別養子縁組は、縁組の当事者間に生涯にわたる実子同様の親子関係を設定するものである。そのためには、審判前に監護状況を観察し、養親の適格性、養親子の適合性を調査し予測することが不可欠になる。試験養育期間は、このためにおこなわれる。」と述べている。ここから、民法 817 条の 8 によって、養親の夫婦共同縁組 (民法 817 条の 3)、養親となる者の年齢 (民法 817 条の 4)、養子となる者の年齢 (民法 817 条の 5)、養子となる者の父母の同意 (民法 817 条の 6)、子の利益のための特別の必要性 (民法 817 条の 7) 以外に、特別養子縁組成立のためには、「養親の適格性」や「養親子の適合性」などが実質的な要件となっていることがわかる。

公刊されている審判例でも「適格 (性)」や「適合 (性)」を用いており、特別養子縁組の審判においても、養親の適格性や養親子の適合性は意識されているようである。

## 2. 目的

特別養子縁組における養親としての適格性の要件を明らかにする。

## 3. 方法

特別養子縁組申立について公刊されているすべての審判例であると思われる 41 審判例を対象として、「特別養子縁組の養親としての適格性」についてそれぞれの審判でどのように扱っているのか、審判文中に用いられている「適格」及び「適格性」という語に注目し、かつ、審判文の文脈を考慮して考察を行った。審判例の選定及び「特別養子審判例一覧」の作成については、中川高男 (2008) 「特別養子縁組裁判例の軌跡」『民商法雑誌』(138 巻 4・5 号、589 頁～615 頁) を参照するとともに、TKC ローライブラリーなどの判例データベースに基づき、公刊されているその後の審判例 (2015 年 11 月まで) を追加して

分析対象とした。なお、実父を「Y1」、実母を「Y2」、養父となる者を「X1」、養母となる者を「X2」、養子となる者を「A」とし、各審判例は「特別養子審判例一覧」の番号を用いて表記した。

#### 4. 結果と考察

##### (1) 「適格」または「適格性」を用いている審判例

対象となる審判例のうち「適格」または「適格性」を用いているものは【3】【5】【9】【16】【20】【23】【27】【30】【35】【37】である。以下で、個別に検討する。

【3】では、X1・X2<sup>1</sup>及びAの戸籍謄本、住民票、児童相談所長の児童委託通知書、裁判所の児童相談所長に対する調査嘱託に対する回答書、家庭裁判所調査官の調査報告書並びにX1・X2に対する審問の結果を総合して認定した事実の一部として、次のように述べられている。

美智子を申立人らに里子として委託した〇〇市児童相談所では、これまでの監護養育状況を観察した結果、申立人らに養親としての適格性があり、申立人らと美智子の適合性も十分認められるとして、他に適当な保護者がいない同人については、申立人らとの間に特別養子縁組を成立させるのが最適であると判断している。(下線部筆者)

ここでは、X1・X2に養親としての適格性があるという児童相談所の判断が事実であると認定されている。しかし、審判官の判断の根拠である児童相談所の判断が、どのような要件を考慮しているかは不明である。

【8】では、家庭裁判所調査官作成の調査報告書その他一件記録をもとに認定した事実の一部で、「申立人らとその養親適格性」という項目を設けて、以下のように述べている。

申立人ジョンは英国国籍を有する男性であり、英国で大学を卒業後フランスへの留学ドイツでの大学勤務を経て昭和56年8月来日し、現在〇〇市で大学助教授として勤務しているもの、申立人市子は日本人女性であって申立人ジョンとは昭和48年フランス留学中知り合い、昭和51年6月16日英国で結婚したものである。夫婦は共に健康で、円満な生活を送っており、ローンで購入したマンションに居住しその地位に相応した収入を得ているほか相当の資産を有する。子に恵まれないため養子を希望したが、子供好きで子供の居る家庭を望んでおり、養親としての適格性は十分なものがある。(下線部筆者)

1 Y1：実父，Y2：実母，X1：養父となる者，X2：養母となる者，A：養子となる者を表している。

ここでは、養親の適格性の判断のために、①職業(大学助教授)、②健康状態(共に健康)、③夫婦関係(円満な生活)、④住居(ローンで購入したマンション)、⑤経済状況(その地位に相応した収入を得ているほか相当の資産を有する)、⑥家庭像(子供の居る家庭)が記され、そのうえで「養親としての適格性は十分」としている。ゆえに、上記①から⑥をもとに、養親としての適格性を判断しているとわかる。

【9】では、各資料や事実調査の結果により事実を認定した後、次のように記されている。

以上の認定事実によれば、本件は、民法817条の3から817条の7までに定める要件をすべて充足していることが明らかであり、かつ、申立人夫婦の養親としての適格性及び本児らとの間の適合性についても問題はないというべきであるから、いずれも特別養子縁組を成立させるのが相当である。(下線部筆者)

ここからは、どのような事実から養親としての適格性を判断したかは具体的に述べられていないが、【9】で認定された事実のうち以下の部分が、適格性の判断に用いられていると考えられる。<sup>2</sup>

申立人克彦は警視庁〇〇警察署勤務の警察官であり、また、申立人要子は家事と育児に専念しており、他に不動産や預金等の資産を有している。

申立人夫婦ともに健康に恵まれ、経済的にも安定し、夫婦関係も円満であって、本児らを愛情深く育てており、その監護状況について問題はなく、また、本児らも申立人夫婦に引き取られて以来、心身ともに健全に成長し、申立人夫婦を実親と思い込みよく懐いている。

ここでは、①職業(X1は警察官、X2は主婦)、②経済状況(不動産や預金等の資産を有している)、③健康状態(健康に恵まれている)、④夫婦関係(円満)、⑤監護養育状況(X夫婦はAらを愛情深く育み、その監護状況に問題はない)について記されており、①から⑤が養親としての適格性を判断する根拠となったと推測できる。なお、X夫婦に引き取られて以降のAの健康等について記載があるが、これらはXらに関する記述でないため、Xらの養親としての適格性に関する記述ではないと考える。

【16】では、認定事実(1)(2)でA1及びA2を養育するに至った経緯、(3)でX1・X2及び養育状況について、(4)でA1の実母及びA2の実母の特別養子縁組意の同意に

2 【9】で認定された事実(1)には縁組届出に至る経緯、(2)にはX1・X2や監護状況等について、(3)にはY1やAについて記されている。



ついて記し、次のように述べている。

上記認定の事実に基づき判断するに、本件はすでに普通養子縁組をしている者からの申立てであつて、いわゆる要保護性には欠けるものの、これまでの養育期間中特に問題はなく監護は適切であつて、養親としての適格性は認められること、普通養子縁組をした当時の事情、現時点における事件本人各自の実方親族の状況等々総合的に考察すれば、……（下線部筆者）

【9】と同様に、養親としての適格性を認める根拠が具体的に記されていないが、各事実記載の内容から、(3)より適格性を認める判断をしたと考えられ、(3)には以下のようにある。

事件本人兩名は、いずれも、申立人夫婦の肩書地居所において、その監護養育のもとに、心身ともに順調に成長している。申立人夫婦を実親と思い、パパ、ママと呼び、また互いに実の姉妹であると思つている。申立人夫婦も、日々の育児が大変であることを認識しながらも、それ故一層愛情を深め、将来、事件本人らとその望む途に進ませてやりたいと考えており、現在のところ、その経済的資力も存する。

また、申立人兩名は、それぞれに過去の破綻した婚姻を顧みその反省の上にたつて、事件本人らとともに良き家庭生活を営むことを強く決意している。

ここには、①住居（肩書地居所）、②養育状況（日々の育児が大変であることを認識しながらも、それ故一層愛情を深め）、③養育方針（将来、Aらとその望む途に進ませてやりたいと考えている）、④経済状況（現在のところ経済的資力も存する）、⑤破綻した婚姻への反省に基づく決意が記されており、これらが養親としての適格性を判断する根拠となつたと考えられる。

【20】では、(1)から(5)の事実を認定したうえで、それらの事実に基づく検討において、「賢一及びロリーと典子との親子関係は、これまでの12か月を超える養育監護の実績により既に安定し、兩名の養親としての適格性には問題がない。（下線部筆者）」と記されている。認定された事実(1)(2)(3)(4)は養子斡旋や特別養子縁組申立の経緯、実親等について記載であり、養親としての適格性を認めた根拠としては(5)が考えられ、そこには以下のようにある。

賢一は、現在、内外の企業情報の提供を目的とする会社を主宰し、ロリーは育児のかたわら、語学を教えるなどして、それぞれ相応の収入を得ており、経済的には安定しており、また、典子を養育する生活環境にも問題はない。そして、賢一及びロリー

は、愛情をもって典子の養育監護に当たっており、典子は、以上のような環境のもとで順調に成長している。

ここには、①職業（X1 は会社を主宰し、X2 は育児と語学教師）、②経済状況（相応の収入）、③生活環境、④監護養育状況（愛情をもって典子の養育監護に当たっている）が記載されている。これらが養親としての適格性を判断する根拠となったと考えられる。

【23】の原審で、認定された事実として「申立人らによる事件本人淳子の監護の状況を見るに、申立人らの養親としての適格性及び申立人らと事件本人淳子との適合性に問題はない。（下線部筆者）」と記されているが、その根拠は具体的に記されていない。

【27】では、1 から 7 までの事実を認め、それらの事実によれば、A には要保護性があり、「養親となる相手方らにその適格に欠けるところはなく（下線部筆者）」、X1・X2 と A との適合性についても格別の問題はないとしている。認定された事実 1 2 3 4 5 及び 7 には、A の出生、A と X1・X2 が出会った経緯、実親等について記載されており、養親としての適格性を判断した根拠としては 6 が考えられ、そこには以下のようにある。

相手方勝（昭和二二年四月三日生）は、昭和四九年に大学を卒業し、以来◎◎◎株式会社に勤務し、月収五〇万円で、預金四〇〇万円余、時価一六〇万円相当の株券を所持しており、相手方光江（昭和二一年四月二六日生）は、短期大学を卒業し、結婚後は専ら家事に従事し、太郎を引き取った後はその養育に当たり健康状態も良好である。そして夫婦仲は円満であり、家庭的にも経済的にも安定し、太郎に対する監護養育状況は良好で、太郎も相手方らによくなつており、相手方らの親族からも可愛がられている。

ここには、①学歴（X1 は大卒、X2 は短大卒）、②職業（X1 は会社員、X2 は主婦）、③夫婦関係（円満）、④家庭環境（安定）、⑤経済状況（安定）、⑥監護養育状況（良好）が記載されている。これらが養親としての適格性を判断する根拠となったと考えられる。

【30】では、（1）から（4）の事実を認定し、涉外養子縁組事件であるため適用法令について判断し、適用法令における養子縁組の要件を充足しているかの判断を行ったうえで、以下のように述べている。

そうすると、事件本人は実親からの手厚い監護養育を受けうる望みは皆無に等しく、十分な保護が期待できない境遇にあり、申立人らは事件本人の養親として十分な適格性を有しており、かつ、双方の間に血縁の親子に劣らぬ愛情の絆が結ばれつつあってその間の適合性にも問題はないと認められるから、事件本人の健全な成長と福祉の増進のためには、双方の間に特別養子縁組を成立させるのが相当であると思料する。

(下線部筆者)

認定事実(1)(2)(3)にはAの出生、X1・X2が特別養子縁組申立に至った経緯等が記されており、養親としての適格性を判断する根拠は(4)であると考えられ、そこには次のようにある。

申立人兩名は、いずれもカナダ人であるが、前記のように〇〇〇〇大学等で語学の講師をし、相応の収入を得て安定した生活を営んでいる。性格も明るく誠実で、責任感が強く、心身共に健康な夫婦である。諸外国での生活が長くて国際的視野を有するのみならず、恵まれない子供を援助するのが自分達の務めであるとの使命感を持っている。平成6年5月ころカナダに帰国する予定であるが、事件本人も連れ帰って人種的偏見の少ないカナダで監護養育したいと考えている。

申立人兩名が事件本人を引き取って以来、申立人兩名及び前記シャーロット(X1・X2の実子)と事件本人との間の関係は非常に良好で、実の親子及び姉弟のように親和している。事件本人に以前みられた発語・運動・情緒などの発達遅滞も改善されつつあり、順調に成長している。(括弧内筆者加筆)

ここには、①養親の職業(共に語学講師)、②経済状況(相応の収入)、③性格(明るく誠実で、責任感が強い)、④健康状態(心身ともに健康)、⑤監護養育方針(偏見の少ないカナダで養育)、⑥養育状況(実子との関係、順調な成長)について記されている。しかし、X夫婦の実子とAとの関係やAの成長に関する記述は、X夫婦に関するものではないため、X夫婦の養親としての適格性を判断する根拠にはならないと考える。よって、【30】では上記①から⑤より養親押しての適格性を判断したといえる。

【35】では、(1)から(6)の事実を認定し、民法817条の7の要件の具備について検討して、「そして、本件においては、原告人らの養親としての適格性及び事件本人との適合性に何ら問題のないことは、上記認定事実から明らかである……(下線部筆者)」と述べている。このように判断したのは認定事実(5)であると考えられ、そこには以下のように記されている。

原告人らと事件本人とは、既に約3年8か月にわたり同居し、良好な関係を継続しており、原告人らの夫婦関係も円満で、経済的にも安定した家庭環境にあり、事件本人は、平成15年4月に小学校に入学し、順調に成育している。そして、事件本人は、野口(Aの血縁上の父)の記憶は全くなく、原告人蒼一を実の父と信じている。

3 認定事実(2)においてX1の年収は900万円から1000万円であり、生活基盤は安定している旨の記述がある。

(括弧内筆者加筆)

ここには、①監護養育状況(約3年8か月の同居)、②夫婦関係(円満)、③経済状況(安定)、④X1とA(X2の連れ子、非嫡出子)の関係(X1を実親と信じている)について書かれている。しかし、X1とAの関係は、X1個人に関するのではなく、X1の養親としての適格性の要件とは言い切れない。以上から、【35】では上記①から③によって養親としての適格性を判断したと考えられる。

【37】で「適格性」が用いられているのは2ヶ所ある。1つ目が認定事実(6)であり、そこには以下のようにある。

申立人ら夫婦は、事件本人の血縁上の親であり、事件本人を責任を持って育てる意向である。申立人ら夫婦は、仲が円満で、愛情を持って事件本人を監護養育しており、その心身の健康状態、居住環境、経済状態等も安定している。申立人ら夫婦による事件本人の監護養育は、(4)のとおり約10か月が経過し、良好に推移しており、事件本人の発育・発達状況も順調である。当裁判所家庭裁判所調査官の調査においても、申立人ら夫婦に養親としての適格性が認められること及び申立人ら夫婦と事件本人間の適合性が良好であることが確認されている。(下線部筆者)

そして、2つ目が、(1)から(6)の事実を認定し、代理出産により生まれた子と血縁上の父母に特別養子縁組成立の余地があることを述べた後の、以下の部分である。

そうすると、本件においては、申立人ら夫婦の養親としての適格性及び事件本人との適合性にはいずれも問題がない上、申立人ら夫婦は、事件本人の血縁上の親であり、事件本人を責任を持って監護養育していく真摯な意向を示していること…

(下線部筆者)

認定事実(1)から(5)では代理出産や特別養子縁組申立に至った経緯等が記されていることから、上記のように養親としての適格性について判断した根拠となるのは(6)であると考えられる。(6)には①X1・X2とAの血縁上のつながり、②養育の意向、③夫婦関係(円満)、④監護養育状況(愛情をもって養育)、⑤健康状態(安定)、⑥居住環境(安定)、⑦経済状況(安定)、⑧家庭裁判所調査官の調査においてX1・X2に養親としての適格性が認められること、⑨申立人ら夫婦と事件本人間の適合性が良好であることが記されている。しかし、2つ目の引用部分で適格性と適合性を区別し、適格性及び適合性に問題がないことと血縁上の親子関係を分けて記載していることから、養親としての適格性の判断には、②から⑧が考慮されたと考えられる。